

第29回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年1月27日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告に
ついて |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 農地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 令和 5 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 令和 5 年度浜中町農業委員会予算の提出について |
| 日程第 13 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第29回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

本日は一年で最も寒い日で、毎朝最低気温を記録する中、全員お集まり頂きありがとうございます。

また、新年初めてお会いする方もおりますが、今年もよろしく願いいたします。

昨年とは何かと変動の多い年でしたが、本年は穏やかな年であることを願いたいと思います。

私達の任期は、あと半年となりました。残された6か月は、農業者の代表として地域に根差した活動として関係機関と協力し農地利用の最適化に向け努力していきたいと思います。

また委員会活動の中では、タブレットの利用を始めていきたいと思います。時間を見つけ勉強しながら目標地区の作成に向け反映させていきたいと思います。

本日の議案は、令和5年度の事業計画等を含め7件の議案を提出させていただいております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番押切委員、3番橋場委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務について御報告申し上げます。

1月12日、「次期農業委員の推薦に関する説明会」を茶内支所で開催し、私と村田係長が説明にあたりました。対象地区は茶内農連、茶内第一、茶内第三、円朱別、西円朱別の5地区で、各地区の酪農振興会、あるいは自治会連合会の役員9名が出席しております。事務局からは、現在の農業委員の任期、新たに委員が任命されるまでのスケジュール、推薦書の記載内容等について説明させていただきましたが、質疑応答として①評価委員会のメンバーについて、②現職が継続する場合も推薦書を提出するののかといった質問が出されております。

1月13日、前日と同じく「次期農業委員の推薦に関する説明会」を姉別農村環境改善センターで開催し、私と村田係長が説明にあたりました。

対象地区は浜中・熊牛、姉別、厚陽の4地区で、各地区の酪農振興会、あるいは自治会連合会の役員6名が出席しております。

事務局からは、前日と同様に、現在の農業委員の任期、新たに委員が任命されるまでのスケジュール、推薦書の記載内容等について説明させていただきましたが、質疑応答として①評価委員会のメンバーについて、②女性委員の目標数について、③認定農業者の過半要件について、④農業者からの推薦、団体からの推薦、一般応募の人数枠について、⑤農業委員との兼職について等の質問が出されております。

1月16日、「令和5年度農地中間管理事業並びに農地保有合理化事業実施計画市町村協議」が北海道農業公社釧路支所で実施され、長島主事が出席しております。来年度に農業公社への農地売買を予定している案件について、事務作業の打合せが行われております。

1月16日～18日、「農業委員会サポートシステム一括更新・補正等操作研修会」が札幌市で開催され、村田係長が出席しております。

1月19日、「令和4年度期末評価研修会」が役場本庁で開催され、事務局職員が研修を受けております。

1月19日、「令和4年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会」が茶内支所でオンライン開催され、新井委員と阿部委員が参加しております。農業委員会における女性の活動事例として全国から5つの農業委員会、農業協同組合における女性の活動事例として全道から3つの農業委員会が、それぞれ報告を行ったところでございます。

1月20日、「令和4年度全道農業者年金研究会」が茶内支所でオンライン開催され、白川会長が参加しております。研究会では、十勝管内の株式会社いただきますカンパニーの井田代表より、「ウィズコロナでも色あせない 畑とのであいづくり」と題して講演が行われ、引き続き農業者年金をめぐる情勢と加入状況について、独立行政法人農業者年金基金理事長より情勢報告が行われたところでございます。

1月25日、「第6回農政部会」を開催し、白川会長、嵯峨職務代理、押切委員、新井委員、橋場委員、宮崎委員、阿部委員、事務局3名が出席しております。広報はまなか3月号への農業委員会情報掲載内容についての協議にあわせ、本総会で提案させていただいております。令和5年度の事業計画と当初予算について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとなっており、農地法第17条の規定により平成〇〇年〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室)

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に売買による権利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、10番妹尾委員、お願いします。

妹 尾 委 員

後継者として実績もあり、最近では従業員も雇用し大規模な牧場経営をしています。人数的にも余裕があるため農地を有効に活用することに問題ございません。

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

事務局 日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により、〇〇〇〇〇を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、阿部委員、事務局2名により、〇〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島主事 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1 点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2 点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、

3 点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4 点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の報告でございますが、整理番号1は、厚岸郡厚岸町乙幌〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 令和5年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを
議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第6号 令和5年度浜中町農業委員会事業計画の策定について、提案の理由
を御説明申し上げます。

まず、今年度の事業計画の策定にあたっては、令和4年5月に国会で成立し、本年4月より施行される「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、現在市町村で策定されている「人・農地プラン」を見直し、新たに「地域計画」の策定が義務づけられてことに伴い、農業委員会が作成を義務づけられている「目標地図」の作成を重点にしておりますことをご理解いただきたいと思います。

それでは事業計画の概要について、順に御説明申し上げます。

1ページ目「はじめに」でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大から

2年以上が経過し、コロナ禍での厳しい“非日常的な暮らし”も徐々に落ち着きを取り戻してきておりますが、ロシア軍のウクライナへの侵攻により、世界経済は混乱し、農業へも大きな打撃が生じております。そういった中、我々農業委員会組織は、農業委員会法第7条に規定する「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の実現に向け、①遊休農地の発生防止と解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進についての取り組みを進めていかなければなりません。

次に、2ページから4ページ中段にかけては、「Ⅰ 基本方針」として、令和4年度からの3カ年計画で全国農業会議所が掲げている「地域の農業を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」について、令和5年度で実現すべき運動について、抜粋し内容を記載しております。

次に、4ページ中段から5ページ下段にかけては、「Ⅱ 法令に基づく事務」ということで、農業委員が法令に基づき行わなければならない必須業務を記載しております。農業委員は、このことを十分認識し、日頃の活動に当たらなければなりません。

次に、5ページ下段から7ページにかけては、「Ⅲ 具体的な活動」として、浜中町農業委員会が行う令和5年度の活動を具体的に記載しております。このあとの議案で提案する令和5年度農業委員会予算に適合した事業内容となっております。

以上、令和5年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきましたが、本提案は、1月25日開催の第6回農政部会において審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

事務局長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 令和5年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 令和5年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、令和5年度の予算総額は、歳入で前年度対比〇〇万〇千円減の〇〇万円、歳出で前年度対比〇〇万〇千円減の〇〇万〇千円でございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入14款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の〇万〇千円、16款 道支出金の農業委員会交付金は〇万〇千円減の〇〇万〇千円、機構集積支援事業補助は〇万円減の〇万〇千円、農地利用最適化交付金は〇万〇千円減の〇〇万〇千円、21款 諸収入の雑入は〇万〇千円減の〇万〇千円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、先進地視察研修に係る経費の減額等により、前年度対比〇万〇千円減の〇万〇千円、

次に、「農業委員会事務局に要する経費」の総額は、先進地視察研修に係る経費の減額や公用車の車検に係る経費の減額により、前年度対比〇万〇千円減の〇万〇千円、

次に、「農業者年金事務に要する経費」の総額は、コピー用紙の値上げにより前年度対比〇千円増の〇万〇千円となっております。

以上、令和5年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、1月25日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、2月27日、金曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、2月27日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、2月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第29回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

2番 押切秀志

浜中町農業委員会

3番 橋場和幸